■通関士試験まるわかりノート(2018年度版)

下記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

該当箇所等	【正】(変更後)	【誤】(変更前)
P.226	② 異なる構成材料から成る物品:削除	② 異なる構成材料から成る物品: 織物で混紡の
通則3(b)		ものなど(羊毛織物:羊毛60%+綿40%)
P.227	通則5:収納ケース類の分類	通則5:収納ケース類の分類
通則 5	特定の物品又は物品のセットを収納するため、	特定の物品又は物品のセットを収納するため、特
	特に <mark>製作</mark> し又は適合された容器(例えば、楽器用	
		ース等)であって、長期間の使用に適し、その収納
	納物品とともに提示され、かつ、通常その物品と	物品とともに提示され、かつ、通常その物品とと
	ともに販売されるものは、その収納物品に含まれ	もに販売されるものは、その収納物品に含まれま
	ます。ただし重要な特性を全体に与えている容器	す。なお、包装材料及び包装容器も同じです。
	については適用しません。	
	また、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包	
	装に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該 物品に含まれます。ただし、反復使用に適するこ	
	<u>*初前に含まれまり。ただし、反復使用に適りるこ</u> とが明らかな包装材料及び包装容器(例えば、圧	
	縮ガス用の鉄鋼製容器)については適用しません。	
P310	例題	例題
例題	b ~16 <mark>類</mark> に分類する。	b ~16 <u>部</u> に分類する。
P.315	1 にんじん (第07.06項など) を乾燥したものは	1 にんじん (第07.06項など) を乾燥したものは
STEU UP	すべて第07.12項に入ります。しかし大豆の粉状	すべて第07.12項に入ります。しかし大豆 <u>は乾燥</u>
(解説)	のものは第 <u>12.08</u> 項に分類されます。《第7類注3	
1	の表題》【誤】	<u>のうち</u> の粉状のものは第 <u>11.06</u> 項に分類されま
		す。《第7類注3の表題 <mark>及び同注(c)</mark> 》【誤】
P.319	(2)ピラフの分類	(2)ピラフの分類
(2)	省略	省略
ピラフの分類	<u>第16類注2の規定</u> により「ソーセージ、肉、くず	<u>第16類注2及び第19類注1(a)</u> により「ソーセー
3行目	肉、血、魚又は甲殻類、…	ジ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、…